

令和 7 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の施設園芸の維持・発展のため、燃油価格の高騰により経営環境が悪化した施設園芸農業者に対し、市の予算の範囲内において交付する令和 7 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について定めるものとし、その交付に関しては、豊川市補助金等に関する規則（平成 5 年規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援の対象)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 7 年度に愛知県が実施する「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金」（以下「県支援金」という。）の交付を受けた者（（令和 7 年 3 月 18 日一部改正時点の愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付等要綱（令和 4 年 1 月 17 日 3 園産第 933 号））第 2 の 1 に掲げる者であって、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月を対象期間として、同第 5 の規定により愛知県知事から額の確定及び県支援金の入金を受けた者）
- (2) 市内に住所（法人については主たる事務所の所在地）を有すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）である団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体又は暴力団員でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人でないこと。
- (6) 市税等の滞納がないこと。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、交付対象者が愛知県知事から県支援金の額の確定及び入金を受けた額の 2 分の 1 以内（1 円未満切り捨て）とする。

(交付の申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間に、令和 7 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支

援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）並びに県支援金の入金及びその額の分かる書類の写しを市長に提出しなければならない。

- 2 規則第 13 条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付の決定及び額の確定）

第 5 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、支援金の交付を決定するとともに、支援金額の確定を行うものとし、交付決定の日を当該支援金の請求日とみなす。

- 2 前項の規定による交付の決定通知及び支援金額の確定通知は、申請者の指定した口座へ振り込む方法による支援金の入金をもって行うものとする。

（決定の取り消し）

第 6 条 市長は、規則第 16 条に定めるもののほか、申請者が、次のいずれかに該当した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) 申請をしたときに、第 2 条第 3 号から第 5 号に規定する団体又は個人に該当していたことが判明したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適當と認めたとき。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第 7 条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。